

洲本税務署からの

お知らせ

お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212（代）

令和2年分の所得税等の確定申告について**所得税等の申告・納付の期限**

令和2年分の申告・納付の期限は次のとおりです。

税目	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	贈与税
申告と納付の期限	3月15日(月)	3月31日(水)	3月15日(月)

納付には、便利な「振替納税」、「ダイレクト納付」及び「QRコードを利用したコンビニ納付」等をご利用ください

次のとおり、便利な納付方法をご用意しております。

●**振替納税** ※令和3年1月4日以降、オンライン提出可能になる予定

指定の金融機関の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動的に引き落とされる制度です（贈与税は利用できません。）。

なお、初めて利用される方は、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成の上、申告書と併せて3月15日(月)までに提出してください。

税目	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
振替日	4月19日(月)	4月23日(金)

●**ダイレクト納付** ※令和3年1月4日以降、オンライン提出可能になる予定

指定の金融機関の預貯金口座から、即時又は納税者ご自身が指定した納付日に引き落とされる制度です（全税目で利用可能です。）。

なお、初めて利用される方は、国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書を作成の上、申告・納付の期限のおおむね1か月前までに提出してください。

●**QRコードを利用したコンビニ納付**

納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する制度です。

事前の届出は必要ありません。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

国税庁

検索



洲本税務署からの **お知らせ**

申告書の作成はスマホ・パソコン(国税庁ホームページ)で

今年**は**自宅からスマホで確定申告!



利用できるのは…

収入は
給与所得(複数可)
公的年金等
その他雑所得
一時所得

税額控除は
政党等寄附金等特別控除
災害減免額

全ての所得控除

その他…
予定納税額
本年分で差し引く
繰越損失額など

詳しくは、
国税庁ホームページで！
www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



申告書の作成はこちらから!

作成後は、**電子申告(e-Tax)**で送信して提出

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます!

★マイナンバーカードを使って送信

次の2つがあれば、送信可能!

①マイナンバーカード

※取得方法は、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。



②ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

対象端末の確認は
こちらから↓



★IDとパスワードで送信



- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
 - 確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- (注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧にはマイナンバーカード等が必要です。

マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からののお知らせなどを確認できます。

■マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから!

お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

令和2年分の主な改正事項について**●ひとり親控除・寡婦控除**

改正前の寡婦（寡夫）控除は法律婚を前提とする制度でしたが、令和2年分から、未婚のひとり親の方も控除の対象となります。寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、「ひとり親控除（控除額35万円）」と女性の「寡婦控除（控除額27万円）」として改組されました。

「事実婚の状況にある場合」や「合計所得金額が500万円を超える」場合にはそれぞれの控除の適用はできません。

要件を満たす方のうち「生計を一にする子を有する」場合は「ひとり親控除」、「生計を一にする子以外の扶養親族を有する」場合は女性の「寡婦控除」が適用されます。

なお、「寡夫控除」は、「特別の寡婦控除」とともに改正により無くなり、「ひとり親控除」に統合されました。

●医療費控除の明細書の添付義務化

平成29年分の確定申告から医療費控除を申告する際は、医療費控除の明細書を添付することが義務化されています。

令和元年分までは経過措置により、医療費の明細書の添付の代わりに領収書の添付（提示）が認められていましたが、令和2年分から「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示（提出）しなければなりません。

**●青色申告特別控除**

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が65万円から55万円に10万円引き下げられました。

ただし、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うことで、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

なお、10万円の青色申告特別控除の改正はありません。

●基礎控除

基礎控除額が一律10万円引き上げられました。

改正前は一律38万円とされていましたが、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じた控除額となり、2,500万円を超える方は、控除額は適用できません。

●給与所得控除・公的年金等控除

給与所得控除額が一律10万円引き下げられて、給与所得控除額の最低額が65万円から55万円となりました。なお、「給与等の収入金額」が850万円を超える方は、給与所得控除額は195万円が上限とされました。

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました。

●所得金額調整控除

所得金額調整控除が創設されました。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超える方で、年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者等を有する場合
- ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

●各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等

同一生計配偶者・扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の場合、合計所得金額要件が、それぞれ10万円引き上げられました。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自動計算され、計算誤りがありません。ぜひ、ご利用ください。



洲本税務署からの **お知らせ**

申告書の作成に当たって相談が必要な場合は

申告相談を希望される方は、 相談会場をご利用ください!

相談会場では、申告相談のみを行いますので、作成済みの申告書等は税務署に提出をお願いします。

また、税務署では、申告相談を行っておりません（作成済みの申告書等の提出、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います）ので、ご注意ください。

注：いずれの会場も混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

●淡路文化史料館

相談受付時間	場 所
2月16日(火)～3月15日(月) 9時～16時 <small>(土・日・祝は開設しておりませんので、ご注意ください。)</small>	淡路文化史料館 <small>(洲本市山手1-1-27)</small>

《申告書作成会場での感染症対策にご協力ください》

- ①会場への入場には「**入場整理券**」を配付する予定です。入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
- ②入場の際には、検温及び名簿（氏名・連絡先）を記入していただく必要があります。
- ③ご来場される際は、マスク着用をお願いします。（マスクを着用されていない場合は、入場をお断りする場合があります。）
- ④咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ⑤ボールペンや計算器具等をご持参ください。

●税理士による地区相談会場（会場には税務署の職員はおりません。）

地 区	開 設 日	場 所
南あわじ市	2月 16日(火)、17日(水)、 19日(金)、22日(月)、 24日(水)、26日(金)	南あわじ市役所 第2別館3階多目的ホール <small>(南あわじ市市善光寺18-27)</small>

- ・ 地区相談会場の相談受付時間は、9時30分から16時までです。ただし、12時から13時までは税理士による相談は行っておりません。
- ・ 地区相談会場では「消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。



お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

申告に当たっての留意事項

●マイナンバー（個人番号）の記載が必要です！

申告書等には、申告される方のマイナンバーのほか、配偶者の方や扶養親族の方（16歳未満の扶養親族を含む。）、事業専従者の方のマイナンバーの記載が必要です。

また、亡くなられた方の申告書の場合は、相続人の方のマイナンバーの記載が必要です。



●新型コロナウイルス関連の助成金等について

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係は次のとおりになります。

非課税

- ・特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号）
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）

課税

- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金

●平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました！

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

※ ご注意ください！！

確定申告書には、源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表等に必ず記載してください。

税務署等の相談会場で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。



●消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です！

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されています。仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則（注）として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

（注）中小事業者の特例については、国税庁ホームページをご覧ください。

●個人の方から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります！

●国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等を印刷して郵送等で税務署に提出することができます！

【提出先】 〒656-8656 洲本市山手1丁目1番15号 洲本税務署

